

3D 連携を基軸にした交流拡大事業における  
周遊ルート造成及び商品造成業務

審査要領

北秋田市産業部商工観光課

## 3D連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務審査要領

### 1. 目的

この要領は、3D連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務の受託候補者を選定するため、企画提案事業者の審査方法を定めるものである。

### 2. 審査対象者

審査は、次の事項をすべて満たす者を対象に行なう。

- (1) 別紙「3D連携を基軸にした交流拡大事業における周遊ルート造成及び商品造成業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

### 3. 審査方法

- (1) 審査は本市職員及び外部学識経験者で構成される審査委員会で行なう。
- (2) 審査にあたっては企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- (3) 審査の結果、合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。合計点の最も高い提案書が2者以上あるときは、見積額が廉価である提案者を選定する。さらに、見積額も同額であった場合は審査委員会の投票により1者を選定する。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。
- (5) 受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の応募者を受託候補者として選定する。
- (6) プレゼンテーション時間は「準備5分程度、説明15分程度、質疑応答10分程度」とする。

### 4. 審査基準

審査基準は、次の事項を基本とする。

- (1) 事業目的・趣旨との整合性
  - ① 事業目的、趣旨を理解しているか
  - ② 業務仕様書との整合性がとれているか
- (2) 提案内容の妥当性
  - ① 事業を安全・適正かつ確実に実施できるスケジュール、内容であるか
  - ② 事業内容が明確に示されていて具体的なものになっているか
- (3) 提案内容の企画性・デザイン性

- ① 独自性があり、コンセプトをイメージするデザインや内容になっているか
- ② インバウンド誘客につながるような工夫などがあるか
- (4) 事業規模の経済性・妥当性
  - ① 見積金額の積算内容と提案内容の整合性がとれているか
  - ② 見積金額は経済的かつ妥当な金額と認められるか
- (5) 業務実績
  - ① 本業務と同様又は類似した業務の受注実績があり、その業務で特筆すべき業務成果はあるか
- (6) 業務実施体制
  - ① 本業務が実施可能な人員体制になっているか

## 5. 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- (1) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の6割とする。
- (2) 最低基準点を下回る企画提案事業者については、受託候補者としない。